

うきは市商工会新型コロナウイルス感染症対策グループ補助金交付要綱

第1条 事業目的

この要綱は、新型コロナウイルス感染症拡大により経営に影響を受けた複数事業者が所属する団体において、売上回復のための各種イベント・販売促進事業を実施し、事業活力の復活、収益の創出を果たすと見込まれる取り組みを費用面からサポートすることを目的とする。

第2条 用語の定義

この要綱における用語の定義は次のとおりとする。

- (1) この要綱において「新型コロナウイルス感染症により経営に影響を受けた」とは、令和2年4月1日以降、売上が減少した団体・グループをいう。
- (2) この要綱において「中小企業者等グループ」とは、複数の中小企業者・小規模事業者から構成される集団をいう。なお、事業実施にあたり、中小企業者・小規模事業者以外の者、組織が一部入ることを妨げない。

第3条 交付申請者

補助金の交付を受けることができるグループは、次に掲げる要件を全て満たす組織とする。

- (1) うきは市商工会の会員で構成する中小企業者等グループ（3事業所以上の会員事業所で構成）
- (2) うきは市内で実施するイベントであること

第4条 交付対象事業

補助金の対象となる事業（以下「補助対象事業」という）は、イベント・事業開催における広報費、開催費、その他事業実施において必要と認める経費とする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する事業は、補助対象事業としない。

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に定める営業
- (2) その他商工会長が不相当と認める事業

第5条 補助率及び補助金額

補助金の交付補助率は、補助対象経費の $\frac{3}{4}$ （円未満は切り捨て）、補助金額は上限100,000円とする。

第6条 補助の期間

補助対象期間は、書面審査による決定の日から、令和3年2月末日までとする。

第7条 交付申請

交付申請は、次に掲げる事項により、商工会長宛てに行うものとする。

(1) 提出書類

- ①交付申請書（様式第1号）
- ②事業計画書（様式第2号もしくは任意様式）
- ③組織名簿（様式3号）

(2) 提出先

- ①提出書類をうきは市商工会事務局まで提出するものとする。

第8条 補助事業の経理等

補助事業者は、補助事業の支払いに関する証拠書類を備えること。経費は、補助事業者が支払いしたものを対象とするが、事情がある場合はグループ構成員が立て替え払いしたのも認める。

第9条 交付決定

交付申請があったときは、その都度内容を審査し、補助金を交付すると認めたときは、申請者（グループ）に通知するものとする。なお、交付対象者に該当しないと判断したとき、又は、予算の上限に達したときは、申請者に通知するものとする。

第10条 実績報告及び請求

交付決定者は、事業実施に要する経費の支払いが完了したときは、実績報告書に次に掲げる書類を添えてうきは市商工会長に提出しなければならない。

(1) 提出書類

- ①実績報告書（様式4号）
- ②事業実施に係る支払いを証明する書類（領収書、銀行振込依頼書、ATMご利用明細書当）
- ③補助対象経費に係る書類一式（チラシ、イベント時の写真）
- ④請求書（様式5号）

第11条 補助金の確定及び交付

前条の規定により実績の報告を受けたときは、速やかにその内容を審査し、適当と認めるときは、交付決定者に通知し、速やかに交付するものとする。